

○ 電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）

改正案	現行
（定義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇十二 （略） 十三 登記アドレス 法又はその他の法律に基づき行う電子公告に関して登記された事項（<u>法第九百十一条第三項第二十八号イ</u>に掲げる事項その他これに相当するものに限る。）をいう。 十四〇二十七 （略）	（定義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一〇十二 （同上） 十三 登記アドレス 法又はその他の法律に基づき行う電子公告に関して登記された事項（<u>法第九百十一条第三項第二十九号イ</u>に掲げる事項その他これに相当するものに限る。）をいう。 十四〇二十七 （同上）